

令和8年6月29日より、大規模盛土（高さ15mを超える盛土）を含む開発許可申請の手数料が変わります。（富山市、高岡市を除く）

令和8年6月29日より、都市計画法第29条および第35条の2の開発許可申請において、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（盛土令）第7条第2項第2号に規定する盛土（高さ15mを超える盛土）に関する工事を行う場合にあっては、別途手数料が必要となります。

盛土令第7条第2項第2号に規定する 安定計算を行った断面の数	
1断面あたり	600,000円※

※金額は盛土規制法の許可申請手数料と同額

- ・技術基準や手続きについては、『開発行為に関するお問い合わせ先』に相談してください。
- ・富山市、高岡市以外の申請が対象となります。富山市及び高岡市の手数料については、各市町村の窓口にお問い合わせください。

（参考）盛土令第7条第2項第2号に規定する盛土に関する工事を行う場合のその他手続きについて

- ・周辺住民への周知・説明（県盛土法の手引き P17）
- ・開発許可申請時の添付書類の追加
通常の添付書類に加え、盛土の安定計算書の提出が必要となります。（手引き P11、P26）
※審査に日数を要するため、早めの相談・提出をお願いします。
- ・標識の掲出、定期報告、中間検査についても必要の有無を確認して手続きをしてください。

（富山県-宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引き）

<https://www.pref.toyama.jp/documents/46756/tebikir080401.pdf>

令和8年6月29日より、大規模盛土（高さ15mを超える盛土）を含む開発許可申請の手数料が変わります。（富山市、高岡市を除く）

（参考）

●宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

第7条（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

●宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

第12条（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

令第7条第2項第2号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

開 発 許 可 申 請 手 数 料 一 覧 表

申請種類	申請内容	手数料 (円)	備考	申請種類	申請内容	手数料 (円)	備考
開発行為の 許可	◎自己居住用住宅		都市計画法第 29 条	建築物の建 築許可	◎市街化調整区域内等における建築物の特例	46,000	都市計画法第 41 条 第 2 項ただし書(第 35 条の 2 第 4 項を 含む)
	1,000 m ² 未満	8,600					
	1,000 m ² 以上	22,000					
	3,000 m ² "	43,000					
	6,000 m ² "	86,000					
	10,000 m ² "	130,000					
	30,000 m ² "	170,000					
	60,000 m ² "	220,000					
	100,000 m ² "	300,000					
	◎自己業務用(住宅以外)				◎予定建築物等以外の建築等	26,000	都市計画法第 42 条 第 1 項ただし書
	1,000 m ² 未満	13,000					
	1,000 m ² 以上	30,000					
	3,000 m ² "	65,000					
	6,000 m ² "	120,000					
	10,000 m ² "	200,000					
	30,000 m ² "	270,000					
	60,000 m ² "	340,000					
	100,000 m ² "	480,000					
	◎自己用以外			地位の承継	◎開発許可を受けない市街化調整区域内の土 地における建築等		都市計画法第 43 条
	1,000 m ² 未満	86,000			1,000 m ² 未満	6,900	
	1,000 m ² 以上	130,000			1,000 m ² 以上	18,000	
	3,000 m ² "	190,000			3,000 m ² "	39,000	
	6,000 m ² "	260,000			6,000 m ² "	69,000	
	10,000 m ² "	390,000			10,000 m ² "	97,000	
	30,000 m ² "	510,000					
	60,000 m ² "	660,000					
	100,000 m ² "	870,000					
開発行為の 変更許可	◎変更申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 870,000 円を超えるときは、その手数料の額は、870,000 円とする。 (ア)開発行為に関する設計の変更((イ)のみに該当する場合を除く)については、開発区域の面積((イ)の変更を伴う場合は変更前の面積、開発区域の縮小を伴う場合は縮小後の面積)に応じ、新規許可額の 1/10 の額 (イ)新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、新規許可額と同額 (ウ)その他の変更については 10,000 円		都市計画法第 35 条の 2	開発登録簿	◎開発登録簿調査の写しの交付 用紙 1 通につき	470	都市計画法第 47 条 第 5 項
				適合証明書 交付		450	都市計画法施行規則第 60 条
				盛土令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する盛土(15m を超える盛土)を含む開発行為の許可又は開発行為の変更許可	◎盛土令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する安定計算を行った断面を含む申請：1 断面あたり(開発行為の許可又は開発行為の変更許可の申請手数料に別途加算する)	600,000	都市計画法第 29 条又は第 35 条の 2